第七条第一項第五号中「こと」の下に「（雇用環境・均等局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第十五号及び第十六号を削り、同項第十七号中「及び福利厚生」を削り、「こと」の下に「（雇用環境・均等局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　石綿による健康被害の救済に関すること。

第七条第一項中第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第十九号」を「同項第十七号」に、「同項第二十一号」を「同項第十九号」に改める。

第八条第一項第二号及び第三号中「こと」の下に「（人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第六号中「職業能力開発局」を「人材開発統括官」に改め、同項第七号及び第八号中「こと」の下に「（人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第四号から第六号まで」を「前項第四号から第七号まで」に、「同項第七号及び第八号」を「同項第八号」に、「派遣・有期労働対策部の所掌に属するものを除く。）並びに」を「派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。第七十八条第二号及び第八十一条第三号において「請負労働者」という。）の雇用管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）並びに外国人の雇用に関する事項について事業主その他の関係者に対して行う必要な助言その他の措置に関することを除く。）及び」に改め、同項第一号中「第一項第二号」を「前項第二号」に改め、同項第二号中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、同項第三号中「第一項第十号」を「前項第十号」に、「高年齢者等及び障害者」を「港湾労働者、介護労働者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者、就職が困難な者、高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。第八十二条において同じ。）、障害者並びに季節的に雇用される労働者」に改め、同項を同条第二項とする。

第九条を次のように改める。

（雇用環境・均等局の所掌事務）

第九条　雇用環境・均等局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（労働基準局の所掌に属するものを除く。）。

二　期間の定めのある労働契約を締結している労働者との均衡のとれた待遇の確保に関すること。

三　労働時間等の設定の改善に関すること（労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。）の決議に係る労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の適用の特例等及び労働時間等設定改善実施計画（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条第一項に規定する労働時間等設定改善実施計画をいう。）に関するものを除く。第八十九条第二号において同じ。）。

四　在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関すること。

五　勤労者の財産形成の促進に関すること。

六　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済に関すること。

七　職場における労働者の就業環境が害される言動に起因する問題に関すること。

八　労働者の福利厚生に関すること（労働基準局の所掌に属するものを除く。）。

九　労働金庫の事業に関すること。

十　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関すること。

十一　職場における性的な言動に起因する問題に関すること。

十二　育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関すること（子ども家庭局の所掌に属するものを除く。）。

十三　短時間労働者の福祉の増進に関すること。

十四　家内労働者の福祉の増進に関すること（労働基準局の所掌に属するものを除く。）。

十五　家族労働問題及び家事使用人に関すること。

十六　女性労働者に特殊な労働条件に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

十七　女性労働者の特性に係る労働問題に関すること。

十八　労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関すること。

十九　厚生労働省の所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する連絡調整に関すること。

第十条（見出しを含む。）中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に改め、同条中第一号から第十号までを削り、第十一号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　子育て援助活動支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業をいう。第九十四条第三号において同じ。）に関すること。

第十条中第十二号を第三号とし、第十三号から第十六号までを九号ずつ繰り上げ、同条第十七号中「第十二号」を「第三号」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第十八号を第九号とし、第十九号から第二十二号までを九号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第二項に規定する要保護女子」を「要保護女子（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項に規定する要保護女子をいう。第九十五条第十二号において同じ。）」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第二十四号を同条第十五号とする。

第十一条第一項第二号、第四号及び第七号中「雇用均等・児童家庭局」を「子ども家庭局」に改める。

第十五条第十号中「及び労働基準局」を「並びに労働基準局及び雇用環境・均等局」に改め、同条第十二号、第十五号及び第十九号中「他局」の下に「及び人材開発統括官」を加え、第一章第二節第一款中同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（人材開発統括官の職務）

第十五条　人材開発統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公共職業訓練に関すること。

二　技能検定に関すること。

三　事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関すること。

四　勤労青少年の福祉の増進に関すること。

五　学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介又は職業指導についての職業安定機関と学校又は関係行政機関との間における連絡、援助又は協力に関すること。

六　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関すること。

七　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関すること。

八　学校卒業者その他これに類する者の雇用機会の確保に関すること。

九　学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）。

十　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターの組織及び運営一般に関すること。

第二十五条第三号中「他局」の下に「並びに人材開発統括官」を加える。

第三十三条第七号中「職業安定局」の下に「及び人材開発統括官」を加える。

第三十七条第二号中「職業安定局及び」の下に「人材開発統括官並びに」を加える。

第四十一条第二号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。